

芦屋市立潮見小学校いじめ防止基本方針 2023

芦屋市立潮見小学校

Ⅰ 本校の方針

本校は、「学び合い支え合う心豊かな子どもの育成」を学校経営方針に掲げ、命と人権を大切にする心の教育を大きな柱として、思いやりのあるやさしい子どもの育成をめざしている。

すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、人権教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動等を充実させ、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。いじめを認知した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行い、解決に向けて組織的に対応するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は昭和 54 年、芦屋浜を埋め立てて建設された高層住宅やニュータウンの中に創立され、平成 7 年の阪神淡路大震災を経て、さらに南部に建設された南芦屋浜の住宅地を校区に有する。子育てを終えた高齢者、震災による被災により県下各地から集まった人々、外国にルーツを持つ住民の居住割合が高い地域である。

本校には、生活背景の厳しい児童や、日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童など、特別に配慮の必要な児童も多く在籍する。一人一人の児童の抱える課題や悩みや変化を、担任だけでなく、多くの職員がいち早く察知することに努め、情報を共有し、家庭とも連携しながら指導にあたることにより、いじめ防止に取り組んでいく。

また、いじめを未然に防止するためにも、幼小中、地域の高齢者やボランティア、関係施設との結びつきや交流、コミュニケーション活動を大切にし、世代・立場を超えた人と人のつながりにより、多くの力で、一人一人の子どもたちを育む教育にも力を入れていく。

(1) いじめとは 【いじめ防止対策推進法より】

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの基本認識

「いじめ問題」の特質

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗

黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、養護教諭、各学年から1名から構成される「いじめ対応委員会」を設置し、日常の教育相談や生活指導などを視野に入れた総合的ないじめ対策を行う。

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校間、また、小・中学校間の連携により、孤立しがちな児童や配慮を要する児童の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制や指導内容の共有を図る。

☞ **別紙1** 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことから、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

☞ **別紙2** チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

①未然防止

いじめ問題においては、未然防止に取り組みことが最も重要である。そのためには、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる教職員の感性を高めていくことが大切である。また、教育活動全体を通じた、児童が自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが、大切である。

②早期発見

児童の意識調査や学級内の人間関係を捉えるための調査を計画的に行う必要がある。また、保護者や友だち・教職員からの情報を収集することが大切である。「いじめ実態調査アンケート」を実施し、発見の手立てとする。

③保護者や地域への働きかけ

授業参観において、保護者や地域の方に人権・道徳や特別活動などの時間を公開したり、学年・学級懇談などを通じて保護者に協力を呼びかけたりする。

④教職員の研修

いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質・能力向上を図る校内研修などを行う。

☞ **別紙3** 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

☞ **別紙4** 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮する。学校が主体となって「いじめ対応チーム」を設け、必要により心理・福祉などの専門的知識及び経験を有する外部人材を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を推進して行く。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、発生したいじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、「いじめ対応委員会」を中心として、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。
- 5 温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくために、互いに相談したり、尋ねたり、気軽に話ができる職場の雰囲気を作り、心の通い合う教職員の学校づくりを推進していく。

<いじめ対応委員会と構成員>

各学年からメンバーを出し構成する。学期に一回はいじめ対応委員会を開催し、実態把握と未然防止の役割を担う。

校長 教頭 生徒指導担当 各学年から
養護教諭



☆人権教育、道徳、子ども多文化共生教育、特別支援教育等の推進
☆配慮を要する児童に関する情報共有
☆いじめアンケートの作成・集約
☆研修会の企画 等

<緊急対応会議と構成員>

構成員は、事案により柔軟に編成する。いじめが発生した際、必要に応じて緊急招集し、対応を協議する役割を担う。(別紙4参照)



<緊急対応会議>
管理職、学年、生徒指導担当等

<いじめ対応チーム>

<関係機関との連携>

教育関係	連絡先	警察・司法・福祉関係	連絡先
市教育委員会学校教育課	38-2087	芦屋警察署(生活安全課)	23-0110
市特別支援教育センター	31-0654	西宮人権擁護委員協議会芦屋部会	38-2055
適応教室	23-8567	市人権推進課	38-2055
スクールカウンセラー(潮見中)	34-1601	市こども課(こども家庭総合支援室)	31-0643
市打出教育文化センター	38-7130	西宮こども家庭センター	0797-71-4670

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会座長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、
これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。

☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。

☐ 遅刻や早退がふえた。

☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。

☐ 勉強しなくなる。集中力がない。

☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をはしがる。

☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。

☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまの
ようすは
いかがですか？

夜間 (就寝後)

☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。

☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。

☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。

☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。

☐ 学校や友達の話がへった。

☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。

☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。

☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。

☐ 買ったおぼえない物を持っている。

☐ 与えたお金以上のものを持っている。おごつかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しないさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310

年 間 指 導 計 画

	職員会議等	研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	その他
4月	いじめ対応委員会※1 いじめ防止基本方針の確認 気になる児童の交流※2		入学前の幼保との情報交換 学級・学年づくり人間関係づくり※3 家庭訪問 人権教育推進委員会での交流※4	希望教育相談 家庭訪問 人権教育推進委員会での交流※4	学年・学級懇談会 ※5
5月	気になる児童の交流 ※2	人権研修会(配慮児童の共通理解)	学校評議員の会 人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
6月	気になる児童の交流 ※2	人権研修会	人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケート① ※6 いじめ実態アンケートからの聞き取り・報告 ※6 人権教育推進委員会での交流※5	
7月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2	人権研修会	人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	個人懇談会
8月	気になる児童の交流 ※2	カウンセリングマインド 研修※7 道徳研修	人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
9月	気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
10月	気になる児童の交流 ※2	人権研修会	人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
11月	気になる児童の交流 ※2	芦人権全体会	人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケート② ※6 人権教育推進委員会での交流※4	
12月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケートからの聞き取り・報告 ※6 人権教育推進委員会での交流※5	個人懇談会
1月	気になる児童の交流 ※2	芦人権分科会	人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
2月	気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケート③ ※6 人権教育推進委員会での交流※4	学級懇談会
3月	いじめ対応委員会※1 いじめ対応の反省と次年度の課題 気になる児童の交流 ※2	人権研修会(配慮児童の共通理解)	幼保小連絡会 小中引継ぎ会 人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケートからの聞き取り・報告 ※6 人権教育推進委員会での交流※5	

※1 いじめ事案発生時には、いじめ対応委員会を随時開催する。

※2 職員会議では、毎回気になる児童の様子を交流して、共通理解を図る。

※3 学校行事・学年行事を活用し人間関係づくりを計画的に進める。

※4 毎月の人権教育推進委員会では、いじめに関する情報交換をして、早期対応に努める。

※5 保護者に向けて啓発活動：学校の指導方針を保護者へ周知する。

※6 いじめ実態アンケート：いじめ実態を把握するためのもので、原則として毎学期に1回実施する。

※7 カウンセリングマインド研修会:外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

組織的対応

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談・児童からの訴え・保護者からの訴え・情報提供等の情報

正確な実態把握

即日対応

指導体制，方針決定

①報告の流れ

情報を得た教職員

→当該児童の担任・学年等

→生徒指導担当・教頭

→校長

→市教育委員会

②保護者へは，事実確認をした後，連絡する。（その後は適宜連絡）

いじめ対応チームの招集・指揮（校長）

<いじめ対応チームで緊急対応会議の開催>

①情報を得た教職員から報告を受け，チーム内で共通理解。

②調査方針及び分担を決定。

③事案の状況から，事情を調査するメンバーを決定。

④2名以上の教員で当該児童について事情を確認し，事実関係を把握していじめ対応チームへ報告。

⑤報告を受けた後，いじめ対応チームは，会議で指導方針を決定し，指導体制を編成。（当該生徒の担任・学年主任・部活動顧問・学年生徒指導係等）

⑥職員会議で報告，職員全体で共通理解。

保護者

連携

児童への指導・支援

連絡・相談

関係機関

いじめ対応チームの招集・指揮（校長）

学校だけで指導が
困難な場合
支援を依頼

・指導結果の報告
・今後の対応の検討

- ①いじめ事案が解消されたとしても，経過観察を行い，事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め，心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり，学校全体で組織的に対応し，迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては，当事者の同意を得た後，説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは，その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく，いじめがエスカレートしやすいえに，広範囲に広がる危険性がある。

(ア) 児童に，ネットに関する正しい知識を提供するとともに，個別面談等では情報を積極的に収集する。

(イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり，悪質なものは警察に検挙されること等を児童に認識させ，情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。